

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成29年3月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例及び松 山市公営企業管理者の給与 等に関する条例の一部を改 正する条例	市長等の給与の減額措置を引き続き 行うものです。	平成29年 3月議会 議案 第24号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関する事項であり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市職員の育児休業等 に関する条例等の一部を改正 する条例	地方公務員の育児休業等に関する法 律等の改正に伴い、所要の規定の整 備を図るものです。	平成29年 3月議会 議案 第25号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の勤務条件に関する事項であり、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないた め	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市火災予防条例の一部 を改正する条例	消防法令に違反する防火対象物を公 表するものです。	平成29年 3月議会 議案 第26号	パブリック コメント	H28.10. 24 ～ H28.11. 22	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を 聴きました。	消防局 予防課 089-926- 9215
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市消防手数料条例の一部を改正する条例	愛媛県からの権限移譲に伴い、高圧ガスの製造の許可等に係る手数料を徴収するものです。	平成29年 3月議会 議案 第27号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2項括弧書に該当)	消防局 予防課 089-926- 9215
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の算定基礎額に特例適用利子等の額を含めるとともに、低所得世帯に対する軽減措置を継続するものです。	平成29年 3月議会 議案 第28号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2項括弧書に該当)	国保・ 年金課 089-948- 6360
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市社会福祉施設整備審査会条例の一部を改正する条例	社会福祉施設整備審査会の委員定数を引き上げるとともに、部会を設置するものです。	平成29年 3月議会 議案 第29号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する条 例であり、実施要綱第3条第1項各号のいづれ にも該当しないため	高齢 福祉課 089-948- 6388
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市保育所条例の一部を改正する条例	余土保育園を移転するものです。	平成29年 3月議会 議案 第30号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため(実 施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	保育・ 幼稚園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

8	松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部を改正する条例	松山市役所第四別館前駐輪場等を設置するものです。	平成29年 3月議会 議案 第31号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	都市・交通 計画課 089-948- 6444
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
9	松山市駐車場条例の一部を改正する条例	道路交通法の改正に伴い準中型自動車の駐車料金を定めるとともに、二番町駐車を廃止するものです。	平成29年 3月議会 議案 第32号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項及び金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	都市・交通 計画課 089-948- 6444
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市手数料条例の一部を改正する条例	愛媛県の手数料改定に準じ保健所関係手数料を改定するとともに、建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定等に係る手数料を徴収するものです。	平成29年 3月議会 議案 第33号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2項括弧書に該当)	医事 薬事課 089-911- 1803 生活 衛生課 089-911- 1806 建築 指導課 089-948- 6506
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
11	松山市企業立地促進条例の一部を改正する条例	企業立地促進に係る奨励措置を見直して引き続き実施するものです。	平成29年 3月議会 議案 第34号	パブリック コメント	H28.10. 25 ～ H28.11. 24	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	地域 経済課 089-948- 6547
				パブリック コメント 以外の手続	H28.8.29 H28.10.18 H28.12. 20		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。